

企業立地等促進事業転入者補助金等交付要綱

（総則）

第1条 企業立地等促進条例（平成10年横須賀市条例第13号。以下「条例」という。）第4条第1項の奨励措置を適用した企業等の従業員又は、新規立地に準じる規模の事業所を集約若しくは統合する企業等の従業員に対し、本市への転入及び定住を促進することを目的とした補助金等の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、次項に定めるもののほか、条例の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）新規立地の企業等 条例第3条に定める立地の要件を満たし、令和7年4月1日以降に操業を開始し、奨励措置の適用を受けた企業等が設置する事業所

（2）新規立地に準じる規模の事業所を集約又は統合する企業等 条例第4条による立地の奨励措置適用は受けていないが、令和7年4月1日以降に市外から拠点を集約又は統合した企業等が設置する事業所

（3）設備投資の企業等 条例第3条に定める設備投資の要件を満たし、令和7年1月1日以降に条例第4条に定める奨励措置の適用を受けた企業等が設置する事業所

（補助対象者）

第3条 補助金等の交付を受けることができる者は、次のいずれにも該当するものとする。

（1）次のいずれかに該当する者であって、過去本要綱の規定による補助金等の交付を受けていないもの

ア 新規立地の企業等の従業員のうち、条例第4条に定める操業開始日の6月前から操業開始日の3年後までに本市に転入した者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第21条各号に掲げる者を除く。イ及びウにおいて同じ。）

イ 新規立地に準じる規模の事業所の機能を集約及び統合する企業等の従業員のうち、拠点を集約及び統合した日の6月前から拠点を集約及び統合した日の3年後までに本市に転入した者

ウ 設備投資の企業等の事業計画に掲げた増員予定者のうち、適用決定日の属する年の前の年から適用決定日の属する年に本市に転入した者

(2) 市税等を滞納していない者

(3) 横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第3号に規定する暴力団員でない者

（補助金額及び奨励金額）

第4条 補助金額等は、次の各号に定めるところによる。

(1) 転居費補助として、転居に要する費用のうち、引越作業に係る費用から事業者より補填された額を控除した額の2分の1以内の額とし、20万円を限度とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てる。

(2) 定住奨励として、転入日から1年経過する毎に10万円とし、30万円を限度とする。

（転居費補助金の交付申請）

第5条 転居費補助金の交付の申請は、市内に転入した日から1年経過した日までの間に行わなければならない。ただし、同一企業等に従事する従業員世帯につき1回限りとする。

2 補助金の交付の申請の際に、補助金等交付申請書に添える書類は次に掲げるものとし、規則第4条第1号及び第2号に規定する書類は省略するものとする。また、第1号及び第3号に規定する書類は、企業等の提出をもって省略することができる。

(1) 優遇適用の企業等の従業員であることを証する書類

(2) 領収書、その他転居の際に引越し業者へ支払った額が分かる書類

(3) 企業等から引越し費用に対する補填の額が分かる書類

(4) 申請者と世帯員全員の続柄が分かる住民票の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

（定住奨励金の交付申請）

第6条 定住奨励金の交付の申請は、次に掲げる期間に行わなければならない。ただし、申請日までに横須賀市から転出した場合は対象とならない。

- (1) 1 回目の申請 転入から 1 年を経過した日から 6 か月を経過する日までの間
- (2) 2 回目の申請 転入から 2 年を経過した日から 6 か月を経過する日までの間
- (3) 3 回目の申請 転入から 3 年を経過した日から 6 か月を経過する日までの間

2 奨励金の交付の申請の際に、補助金等交付申請書に添える書類は次に掲げるものとし、規則第 4 条第 1 号及び第 2 号に規定する書類は省略するものとする。また、第 1 号に規定する書類は、企業等の提出をもって省略することができる。

- (1) 優遇適用の企業等の従業員であることを証する書類
- (2) 申請者と世帯員全員の続柄が分かる住民票の写し
- (3) 市町村税等の納付を証する書類。ただし、奨励金の交付を受けようとする者が、市長が奨励金の交付の決定に必要な限度において当該者の市税の納付に関する事項について調査することに同意する場合は、省略することができる。
- (4) その他市長が必要と認める書類
(補助金等交付の決定)

第 7 条 市長は、前 2 条の申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、適当と認めるものについて、予算の範囲内で補助金の額を決定し、補助金等交付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(補助金等の請求)

第 8 条 補助金等交付決定通知書を受けた者が、補助金等を請求しようとするときは、交付決定から 1 か月以内に請求書に実績報告書その他必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第 9 条 市長は、第 5 条及び第 6 条の補助金等交付の決定を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、同条の補助金等交付の全部又は一部の決定を取り消さなければならない。

- (1) 虚偽その他不正な行為により申請をしたとき。
- (2) 第 3 条に定める要件に適合しないと認められるとき。
- (3) 交付決定者が重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為を行ったと認められるとき。

（補助金等の返還）

第10条 市長は、前条の規定により補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金等が交付されているときは、期間を定めて返還を命ずることができる。

（その他の事項）

第11条 この要綱の施行に必要な事項は、経済部長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。